

## 議案第169号

### 指定管理者の指定について

さいたま市新治ファミリーランドの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成23年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

### 記

#### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 群馬県利根郡みなかみ町相保159番地1
- (2) 名 称 さいたま市新治ファミリーランド

#### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市見沼区大和田町2丁目1321番地2
- (2) 名 称 首都圏建物サービス協同組合
- (3) 代表者 代表理事 田部井 功

#### 3 指定する期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日まで